

2019年6月13日

東北地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際研修協力機構

技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受け入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

(1) 技能実習計画認定について

- ① 提出が必要となる計画認定申請書類等について、一定の簡略化と減量化が図られたが、さらなる簡略化、減量化を進めていただきたい。
- ② 技能実習生の居住費については、自己所有物件の場合、建設・建築等に要した費用、物件の耐用年数等を勘案して算出した合理的な額でなければならないとされているが、この費用の積算にあたり、どのような費用であれば認められるのか、また、耐用年数を算定する際の基準等、計算に苦慮することが多いため、類型的な基準の設定等の具体的な例を示していただきたい。
- ③ 新制度施行から1年以上が経過し、技能実習計画の認定に際し、各地方事務所・支所による、申請書の書き方、添付書類等の記載方法や提出指導・要求のばらつきは解消されつつあるが、依然として統一されていない事項があることから、引き続き統一されるよう努力していただきたい。技能実習計画の作成にあたっては、監理団体は実習実施者に指導を行うこととされているが、実習実施者を管轄する各地方事務所・支所毎に指導内容が異なるとこれに対応することは困難であるという事情を考慮いただきたい。

(2) 報告書・届出書等の提出等について

現状では、技能実習生の帰国が技能実習計画の満了日の一日前であっても、技能実習実施困難時の届出が必要とされているが、航空チケットの予

約の都合上、どうしても満了日前の帰国とならざるを得ないケースが発生する。届出が煩雑になるので、提出が必須となるケースを精査していただき、必須以外のものについては届出不要とする扱いについて検討いただきたい。(たとえば、有給休暇を使用して満了日前に帰国するケースもあるが、有給休暇は雇用契約上の「所定労働日」に与えられるものであり、雇用契約期間の短縮ではないことから、技能実習計画の一部として認められると解釈できるため届出は不要と考える。)

(3) 実地検査の結果公表について

法務省による不正行為の状況の公表、厚生労働省による実習実施機関に対する監督指導・送検等の状況の公表と同様、技能実習機構が実施した実習実施者への実地検査の結果について、指摘事項等を取りまとめて公表いただきたい。特に、技能実習法の施行を踏まえ、実習実施者において、技能実習機構が実地検査の際にどのような点を指摘しているのかを知り、今後の事業の適正化の参考にしたいとの希望が強い。そのため、四半期毎等の短いスパンでの取りまとめ、公表をお願いしたい。

(4) 受検支援について

- ① 技能検定等(特に3級等の上位級)の受検日、会場等がなかなか決まりず困るケースがあるようであり、受検手続支援に関し、技能実習機構から試験実施機関へのスムーズな情報連絡をお願いしたい。
- ② 職種・作業によっては、実習実施者住所地の県職業能力開発協会では、技能検定を実施していないケースがある。このような場合には、他県での受検が可能になるように、技能実習機構において調整をしていただきたい。
- ③ 技能実習3号における技能実習計画審査基準が整備されていない職種がある。全職種・作業での技能実習3号移行が可能となるよう、審査基準の早期の整備に向けて試験実施機関である業界団体との連絡会議を持つなど連携の強化を図っていただきたい。

(5) 調査・統計について

外国人技能実習機構のホームページに「調査・統計」ページがあるが、未だ公表されていない。技能実習制度の動向把握のため、技能実習制度の各種統計データの速やかな公表をお願いしたい。

2. 出入国在留管理局関連

出入国在留管理局に対しては、技能実習機構の技能実習計画の認定後、在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請を行うこととなるが、技能実習期間と在留期間が必ずしも連動していないことから、認定された技能実習計画を添付しているにも関わらず、許可される際に技能実習計画を全て遂行できないような在留期間による許可がなされることがあり、このような場合においても技能実習困難時の届出が必要となるので、技能実習期間を全て履行できるような在留期間について検討願いたい。

3. 技能検定等の受検体制関連

技能検定試験制度について、内容が古くすでに現場で使用されなくなった機器を対象にしている等の声が散見されるところである。また、技能検定3級等の受検に際し、試験官及び試験会場がなかなか確保できない職種（機械関係・プラスチック成形等）や受検料が高い、試験が難しすぎる等の声を聞く職種・作業（溶接職種、自動車シート縫製作業等）もある。こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大のため、行政として技能検定試験の体制構築をお願いしたい。

外国人技能実習制度の適正化に関する意見書

2019年6月13日
日本労働組合総連合会東北ブロック連絡会
日本労働組合総連合会宮城県連合会

外国人技能実習法が2017年11月に施行され、2019年4月には特定技能制度が開始されました。

入管法改正の国会審議においては、最低賃金を下回る低賃金等、外国人技能実習生に対する労働関係法令違反が大きな問題となりました。連合に寄せられる労働相談には、「賃金が出来高払いとなっており、契約書通りの賃金が支払われない」「時間外労働と休日労働を併せると、月150時間を超える長時間労働を強いられている」といった相談が寄せられており、技能実習生の適正な労働条件の確保は喫緊の課題となっています。

連合は、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という技能実習制度本旨に沿った運営が行われるよう、技能実習生の権利保護と制度の適正な実施の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 技能実習生に対して最賃を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
2. 外国人技能実習法ならびに上陸基準省令において明記されている「日本人と同等額以上の報酬」について、同等報酬の実効性を確保するために、地方出入国在留管理局として賃金データベースを構築すること。
3. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
4. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
5. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。

6. 「多文化共生総合相談ワンストップセンター」をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有化とともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
7. 技能実習生の中には自由に外出することもままならない者もいることから、相談についてはメールやSNS等による相談方法も検討すること。
8. 東北ブロックにおいて把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
9. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じるとともに、必要に応じたシェルターの確保、次の実習先への確実な転籍などの調整・支援を行うこと。
10. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構仙台事務所の体制を強化すること。

以上

宮城労働局

令和元年6月14日

職業安定部 訓練室 御中

監理団体名

(協)米沢総合卸売センター

技能実習制度や技能実習法に基づく東北地区地域協議会に関する意見書

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、当組合運営におきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。特に外国人技能実習制度につきましては多方面に亘りご指導をたまわりまして心より感謝申し上げます。

さて、当組合は平成30年1月に監理団体の免許を取得し、同年11月に初めての技能実習生をベトナム国よりの受入を行うことができました。現在は二回目となります技能実習生の受入れに向け準備を図っているところであります。そのような状況の中、外国人技能実習制度について以下のような点について改善いただければ、今後ますます同制度の利用によっての外国人を受入が行いやすくなるのではと考えるところがありましたので、ご意見としてお伝えするものです。

改善をはかっていただきたい点

外国人技能実習機構の「技能実習計画 認定申請」について

- ①受入を図る実施企業に関する審査 の部分と
 - ②外国より来日する実習生に関する審査 の部分を
- 切り離して「認定申請」ができるようにし、それぞれに「認定」承認
が受けられるシステムとする。

★変更を行った方がよいと考えられる理由

現行の認定申請では、実習生をどこの国の何という方をきちんと特定した後に実習生となる方の履歴書・労働契約書を取り交してから外国人技能実習機構に「認定申請」を行い、約4ヶ月間の審査期間を経て、認定後に入管手続きの後実習生が日本へ入国するシステムとなっている。このやり方だと受入企業が抱えている何らかの瑕疵が存在することにより受入国より実習生が受入が困難となった場合、既に受入予定者と面接修了後で内定等の約束をしている場合が大半であると考えられる。そのため受入予定企業もしくはそれを取扱った監理団体と送出国の送出し機関もしくは、当該内定者個人とのトラブル、場合によっては訴訟等のリスクが大きくなると考えられる。

このようなリスクの最小化を図るためにも、改善提案のように審査にあたって実施企業が受入を図ってよい企業かどうかの部分と、送出を行う外国の

送出機関及び当該個人に関する部分について、それぞれの認定が受けられるやり方とした方がよいと考えられます。実施企業が受入を行えるかどうかの諾否については、認定後半年なり1年なりの期間内の縛りのようなものを設け、その期間には何名までの受入が可能という認定の仕方で良いと考えられます。

いったん、内定のようなものをしてから、その方が実習生として来日できないという状況となった場合、それは単に民間対民間のトラブルというだけでなく国対国という意味でも、互いの国の信頼関係を損なってしまうことにもなりかねないと考えます。

また、現行のやり方だと内定後日本入国するまでの期間が長いため、技能実習生予定者は母国での準備費用がかさんでいくことも考えられます。少ない費用にて、日本のより良い技術を学び帰国後はその技術を母国のために還元したいと考えている技能実習生のためにも本認定システムの改良は喫緊の課題と思われてなりません。

以上ご意見を申し上げましたこと、すべてではなくとも何らかの改善を図っていただければ幸いと考えます。尚、本意見に対してのお問合せは以下までお願いいたします。

問合先

(協)米沢総合卸売センター

☎ 0238-37-4300

担当 本宮・安部

2019年6月14日

技能実習生制度や技能実習法に基づく意見

山形アパレル工業協同組合

- 1、当組合は、1998年10月の第1回目の受入れ以来、研修生制度により研修生の受入れを始め、間もなく22年目を迎えます。当時の、日本の進んだ技術を研修し実習させ、母国での発展に貢献するという趣旨は、初期の間は充分にその意義を果たしてきたと自信をもって言えます。何故なら、多くの帰国した実習生からは、日本での3年は非常に有意義で良かったし、また日本では非働きたいという声は多く聞いています。しかし現在、20数年という歳月が過ぎ、日本の衣料業界の国内縫製自給率が3%を切っている
(資料①) 現状では、日本の縫製技術やシステムを研修(勉強)させるという制度の趣旨は、難しい状態(現実)になってきています。やはり実習制度の基本的な見直しを行い、現実(労働者の確保)に沿った、制度、対応に移行すべき時期に来ているのは、途上国の急激なGDP等の台頭、生産人口が急激に減少する日本労働環境の実態的に於いても明白な事実であると思われます。
- 2、現在、新在留資格で「特定技能」として14業種の受け入れ制度が進行していますが、それらの具体的な情報が乏しく実態がよく判らないのが実態であります。尚、業種を限定するのは、職業の自由に於いて差別をしていることになり人権的にも問題があると思われます。さらに、現在の日本の受け入れ状況は、必ずしも他の受け入れ国と比べて、金銭的、受け入れ条件等に於いて、優位な国ではなくなり、複雑な手続きや規制により、労働する国に選ばれない現状になってきているのではないかと危惧する状況だと思われます。
- 3、実習生制度を改正し、新制度の「特定技能」に統一し、わかりやすく、手続きが簡単で、規制が少ない、働きやすい制度の確立をすぐにでも目指さないと、外国人労働者が日本を労働の対象国として選ばない時代がすぐ来てしまうと思われます。現在の実習生制度は、ある種の問題、自由な移動ができない、自分で受け入れ企業の実態確認ができない状況なので、入国後に問題を感じても、対応する方法が限られ、その為、逃亡や多くの諸問題を発生させる不完全な、時代遅れの制度であると感じております。
- 4、現在、JITCOも組織が残って活動しており、実習機構が新設され、我々は、どこを見て実習生制度を進めていくのがいいか戸惑っています。明確な行政の指導体制を示し行政部門に於いても、効果的で経済的な制度を早く確立してほしい。残されている時間は、そんなに多くないのでしょうか?

衣類の生産と輸入の推移

(単位=千点、%、カッコ内は前年比伸び率%、▼減)

	国内生産量	輸入量	国内供給量	輸入浸透率
08年	213,374(▼8.6)	3,661,719(▼1.5)	3,866,298	94.7
09年	186,191(▼12.7)	3,747,858(2.4)	3,928,380	95.4
10年	167,198(▼10.2)	3,746,715(0)	3,907,823	95.9
11年	153,610(▼8.1)	3,937,314(5.1)	4,083,763	96.4
12年	150,202(▼2.2)	3,869,993(▼1.7)	4,014,908	96.4
13年	137,051(▼8.8)	3,999,483(3.3)	4,131,965	96.8
14年	120,498(▼12.1)	3,774,126(▼5.6)	3,889,602	97.0
15年	108,765(▼9.7)	3,567,712(▼5.5)	3,670,737	97.2
16年	105,587(▼2.9)	3,622,889(1.5)	3,722,169	97.3
17年	98,487(▼6.7)	3,699,662(2.1)	3,792,045	97.6
18年	95,682(▼2.8)	3,833,539(3.6)	3,921,861	97.7

出所=日本のアパレル市場と輸入品概況(日本織維輸入組合)

注) 輸入浸透率=輸入量÷国内供給量×100、国内供給量

=国内生産量+輸入量-輸出量、衣類=布帛外衣+布帛下着+ニット外衣+ニット下着

衣類の国内供給量に占める日
本製品の割合が引き続き低下し
18年 輸入浸透率が最高の97.7%

17

16

15

14

13

12

11

10

09

08

衣類国内生産さらに減

17

16

15

14

13

12

11

10

09

08

07

06

05

04

03

02

01

00

99

98

97

96

95

94

93

92

91

90

89

88

87

86

85

84

83

82

81

80

79

78

77

76

75

74

73

72

71

70

69

68

67

66

65

64

63

62

61

60

59

58

57

56

55

54

53

52

51

50

49

48

47

46

45

44

43

42

41

40

39

38

37

36

35

34

33

32

31

30

29

28

27

26

25

24

23

22

21

20

19

18

17

16

15

14

13

12

11

10

09

08

07

06

05

04

03

02

01

00

99

98

97

96

95

94

93

92

91

90

89

88

87

86

85

84

83

82

81

80

79

78

77

76

75

74

73

72

71

70

69

68

67

66

65

64

63

62

61

60

59

58

57

56

55

54

53

52

51

50

49

48

47

46

45

44

43

42

41

40

39

38

37

36

35

34

33

32

31

30

29

28

27

26

25

24

23

22

21

20

19

18

17

16

15

14

13

12

11

10

09

08

07

06

05

04

03

02

01

00

99

98

97

96

95

94

93

92

91

90

89

88

87

86

85

84

83

82

81

80

79

78

77

76

75

74

73

72

71

</div